

伊達市立図書館運営基本方針（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市立図書館運営基本方針（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「伊達市立図書館運営基本方針（案）」の策定		
募 集 期 間	平成30年7月11日（水）から 8月9日（木）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	1 件 （ 1 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既 登 載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	そ の 他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	1 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		1 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市教育委員会教育部図書館業務係（伊達市立図書館） 〒052-0022 伊達市梅本町67番地5 電話番号 : 0 1 4 2 - 2 5 - 3 3 3 6 F A X 番号 : 0 1 4 2 - 2 5 - 3 3 3 6 Eメール : toshokan@city.date.hokkaido.jp		

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>子どもの健康増進について現状と対策をお伺いします。</p> <p>図書館及び学校の受動喫煙対策を強化し子どもの健康増進の推進を図るべきと考えますが、現状及び将来の対策として、法の趣旨を逸脱することなく屋内の全面禁煙を目指してほしいがどうか。</p> <p>このとき、例外規定は盛り込むべきではないと考えます。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>図書館の受動喫煙対策については、2002(平成14)年度に施行された健康増進法において公共施設を禁煙化する努力義務が科されていることを受け、すでに全面禁煙を実施しているところです。</p> <p>今後においても受動喫煙対策を継続し、子どもの健康増進を推進します。</p> <p>なお、市内の全小中学校においても、敷地内全面禁煙を実施しています。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの